2016 年 5 月

保護者様

新島学園高等学校校長　岩間　秀彬

選挙権行使における「期日前投票」について

　新緑の候保護者の皆様にはご清祥のことと拝察いたします。

　さて、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し施行される運びとなりました。改正に伴い 18 歳に達した高校生は選挙に参加することができます。

　選挙期日に一定の事情で投票できないときは「期日前投票」を行うことができます。期日前投票のために授業に影響が出る場合は「欠課」といたしませんので、保護者および本人の連名で学校へ届け出をお願いします。

・・

　新島学園高等学校長　岩間　秀彬　様

　期日前投票のため以下のように欠席いたします

　期日前投票を行う理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　欠席する期日：　　　年　月　日（　）　　時　分～　時　分

高等学校　　年　　組　　番氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印